

## 令和5年度岡崎市住民税非課税世帯等生活応援金支給事務実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、物価・賃金・生活総合対策として、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対する臨時的な措置としてプッシュ型給付を実施する、令和5年度岡崎市住民税非課税世帯等生活応援金に関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 岡崎市住民税非課税世帯等生活応援金(以下「生活応援金」という。)は、前条の目的を達するために、岡崎市によって贈与される給付金をいう。

### (支給対象者)

第3条 生活応援金の支給対象者は、令和5年6月1日(以下「基準日」という。)において、岡崎市の住民基本台帳に記録されている者(基準日以前に、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて岡崎市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。)であって、次の各号のいずれかに該当する世帯の世帯主とする。

#### (1) 令和5年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯

次のいずれにも該当する世帯

ア 同一の世帯に属する者全員が、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による令和5年度分の市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)均等割が課されていない者、市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者及び**基準日において生活保護を受けている者(保護停止中の者を除く)**である世帯

イ 基準日に岡崎市の住民基本台帳に記録されている世帯(ただし、第5条第2項に該当する場合はこの限りではない。)

#### (2) 令和5年1月以降の家計急変世帯

前号に該当しない世帯のうち、予期せず令和5年1月から令和5年9月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和5年度分の市民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯(同一の世帯に属する者のうち令和5年度分の市町村民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額(令和5年1月から令和5年9月までの任意の3か月間の平均収入に12を乗じて得た額をいう。)又は1年間の所得見込額(当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。))が、市民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。以下「家計急変世帯」という。)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯は、支給要件を満たさな

いものとする。

- (1) 前項第1号に該当する世帯として支給を受けた世帯に属していた者を含む世帯（当該者が前項第1号に該当しない世帯に編入された場合の当該世帯を除く。）
- (2) 基準日において同一世帯に同居していた親族について、基準日の翌日以降の住民票の異動により、同一住所において別世帯とする世帯の分離の届出があったものは、同一世帯とみなし、同一住所に住民登録されているいずれかの世帯に対し生活応援金を支給した場合の、同一住所におけるその他の世帯
- (3) 市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯（離婚、死別、行方不明（警察署への行方不明者届の届出がある者や家庭裁判所による失踪宣告がある者等をいう。）については、住民税における取扱いにかかわらず、（元）配偶者や親族に扶養されていないものとして扱う。）
- (4) 租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯
- (5) 所得の申告をしていないことによって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯（ただし、第5条第2項に該当する又は矯正施設に収容されている等、やむを得ない事情により申告することが困難である場合は除く。）

（支給額）

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する生活応援金の金額は、1世帯当たり30千円とする。

（受給権者）

第5条 生活応援金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）とする。

2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

（支給の方式）

第6条 生活応援金の支給を受けようとする者は、別紙様式第1号の確認書（以下「確認書」という。）の提出、第2号の非課税分申請書又は第3号の家計急変分申請書（以下「申請書」という。）による申請により行う。

2 確認書の提出は郵送により行い、申請書による申請に基づく支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により岡崎市に提出し、岡崎市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
  - (2) 窓口申請方式 申請者が申請書を岡崎市の窓口提出し、岡崎市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
  - (3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は岡崎市の窓口において岡崎市に提出し、岡崎市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式
- 3 申請者は、生活応援金の申請に当たり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証する。

(代理による申請)

第7条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による確認書の提出又は支給の申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者
  - (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
  - (3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者
- 2 代理人が生活応援金の確認書の提出又は支給の申請をするときは、確認書又は申請書の委任欄へ記載する。また、この場合、岡崎市は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。
- 3 岡崎市は、代理人が第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳により、また、同項第2号及び第3号の者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(申請期限)

第8条 生活応援金の申請受付開始日は、令和5年7月3日とする。

- 2 市町村民税非課税世帯への支給のうち確認書及び申請書並びに家計急変世帯への支給に関する申請書の提出期限は、令和5年10月31日とする。

(支給の決定)

第9条 市長は、第6条の規定により確認書又は申請書（以下「確認書等」という。）を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し生活応援金を支給する。

(生活応援金の支給等に関する周知等)

第10条 市長は給付金事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合の取扱い)

第 11 条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第 8 条第 2 項の確認書等の申請期限までに第 6 条の規定による確認書の提出又は申請が行われなかった場合、支給対象者が生活応援金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(支給決定の取消し及び返還)

第 12 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、支給の決定を取り消し、又は既に支給した生活応援金について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により生活応援金の支給を受けた場合
- (2) 確認書等の不備による振込不能等があり、岡崎市が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により令和 5 年 11 月 30 日までに支給ができない場合

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第 13 条 生活応援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 31 日から施行する。

## 別記（第5条関係）

### 1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

(1) 以下に掲げる事例であって、かつ、(2)の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日時点で申出者が岡崎市に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の生活応援金については、岡崎市から支給する。

① 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしてしている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしてしている入所者を含む。）及びその同伴者であって、基準日において岡崎市に住民票を移していない者

② 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次の①から④までに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

① 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されていること。

② 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。

なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）や行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した確認書も、上記証明書と同様のものとして取扱う。

③ 基準日の翌日以降に住民票が岡崎市へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

④ ①から③に掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合

※ 婦人保護施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。

## 2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、以下の（１）から（６）までのいずれかに該当する児童（児童（基準日時点で満 18 歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（基準日時点で原則として満 22 歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。））及び（６）における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。）については、岡崎市における申請・受給権者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第 6 条の 4 に規定する里親に委託されている児童（保護者（児童福祉法第 6 条に規定する保護者をいう。（２）において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2 月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）
- (2) 児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により入所措置が採られて同法第 42 条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第 27 条第 2 項の規定により同法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 27 条の 2 第 1 項の規定により入所措置が採られて同法第 37 条に規定する乳児院、同法第 41 条に規定する児童養護施設、同法第 43 条の 2 に規定する児童心理治療施設若しくは同法第 44 条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2 月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2 月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）
- (3) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 18 条第 2 項若しくは知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 373 号）第 16 条第 1 項第 2 号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。）第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）第 11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (4) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 30 条第 1 項ただし書の規定により同法第 38 条第 2 項に規定する救護施設、同条第 3 項に規定する更生施設若しくは同法第 30 条第 1 項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 36 条に規定する婦人保護施設に入所している児童（2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18 歳に

達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

- (5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。）
- (6) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設（以下「母子生活支援施設」という。）に入所している者（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

### 3 入所措置等が執られている障害者・高齢者の取扱い

以下の（1）又は（2）のいずれかに該当する「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」（以下「措置入所等障害者・高齢者」という。）であつて、基準日において、岡崎市に住民基本台帳に記録されている者については、岡崎市における申請・受給権者とする。ただし、岡崎市で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課室から給付金担当課室に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障害者・高齢者に支給する。

- (1) 「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置が執られている者（措置が執られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。）を含む。以下同じ。）（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）
- (2) 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項及び第11条第1項の規定による入所等の措置等が執られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

### 4 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であつて、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると岡崎市に申し出た者について、無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めるときは、岡崎市における申請・受給権者とする。

## 岡崎市住民税非課税世帯等生活応援金申請における代理人の取扱要領

第1条 岡崎市住民税非課税世帯等生活応援金支給事務実施要綱第7条第1項第2号及び第3号に記載のある代理人の代理権の確認方法は以下のとおりとする。

- (1) 法定代理人（成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人） 申請・受給権者の当該代理人への委任状（申請書の委任欄への記載を含む。）、公的身分証明書の写し及び法定代理人であることを示す書類
- (2) 親族その他の平素から申請・受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者 申請・受給権者の当該代理人への委任状（申請書の委任欄への記載を含む。）、公的身分証明書の写し及び代理による申請の正当性を示す書類